# 令 和 4 年 度 戸田市立美女木小学校PTA 総 会 資 料



令和4年5月9日(月) 戸田市立美女木小学校

〒335-0031 戸田市美女木2丁目33番1号電話:048-421-1037 FAX:048-422-6098

E-mail:bijyogi-e@toda-c.ed.jp

U R L : http://www.toda-c.ed.jp/bijyogi-e/

## 総 会 次 第

- 1 ごあいさつ
- 2 議事
  - (1) 令和3年度 事業報告
  - (2) 令和3年度 決算報告・監査報告
  - (3) 令和4年度 PTA役員(案)
  - (4) 令和4年度 事業計画(案)
  - (5) 令和4年度 予 算(案)
- 3 PTA宣言

(参考資料)

〇戸田市立美女木小学校PTA会則

※個人情報保護等により本冊子の取り扱いにご注意ください。

#### ごあいさつ

美女木小学校 PTA 会長 渡邉 広将

日頃より会員の皆様には、PTA 活動にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

昨年度もまたコロナ渦の活動自粛の中、三役一同では引き続き山田校長先生・勝俣教頭先生をはじめとした先生方との話し合いを重ね、学校運営協議会で地域の皆様とのコミュニケーションをとりながら、今後のPTAの在り方や活動内容を議論してきました。

まだまだコロナウィルスと共存していく生活が続くことが予期されますが、今年度は、本格的な活動再開に向け、引き続き学校、並びに学校運営協議会と連携をとり、三役一同努めてまいります。

今後とも、美女木小学校PTAの活動が子供ファーストの意味ある活動であるよう、三役一同尽力いたしますので、宜しくお願いたします。

戸田市立美女木小学校 校長 山田 一文

この度は、美女木小学校PTA会長 渡邉 広将 様をはじめ関係の皆様の御尽力により、令和4年度定期総会の準備が整いましたことに心よりお祝い申し上げます。昨年から引き続き、書面での総会ではありますが、本総会により、美女木小学校のPTA活動が、全ての皆さんに有益なものとなることを心より御期待申し上げます。

なお、本年度も学校の活動の様子を、学校運営協議会による「地域とともにある学校」の方針のもと、フェイスブックやインスタグラム、ホーム&スクール等を活用し、タイムリーに共有いたします。それに加えて、本年度は、美女木小学校研究発表会を12月14日に開催し、本校のこれまでの教育活動の成果を近隣だけでなく県内外に広く公開する予定です。

ぜひ、研究発表会に御期待いただくと共に、美女木小学校に、これまでと変わらぬ御理解と御支援を賜ればと 存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## 議事 (1) 令和3年度 事業報告

月	B	曜日	会議・行事名	場所
	8 木		市P連新旧会長会	戸田市教育センター
4	9	金	美女木小学校第 42 回入学式	美女木小学校
	14	水	学校との話し合い	美女木小学校
	2		三役会	北戸田住宅自治会室
	14	金	総会資料印刷・製本	美女木小学校
	17	月	美女木小学校PTA総会(書面)	美女木小学校
5	21	金	学校運営協議会	美女木小学校
	27	木	三役会	美女木小学校
	29	土	美女木小学校第 42 回運動会	美女木小学校
	2	水	市P連新旧理事会	戸田市教育センター
6	3	火	学校との話し合い	美女木小学校
0	9	水	市P連総会	戸田市教育センター
	26	土	学校運営協議会	美女木小学校
7	6	火	市P連 会長会	戸田市教育センター
'	15	木	学校との話し合い	美女木小学校
8	12	水	市P連 会長会	戸田市教育センター
	14	火	市P連 会長会	戸田市教育センター
9	16	木	学校との話し合い	美女木小学校
9	30 木	*	三役会	美女木小学校
		<b>/</b> \	中間会計監査	美女木小学校
	5	火	市P連 会長会	戸田市教育センター
10	21	水	学校との話し合い	美女木小学校
	30	土	学校運営協議会	美女木小学校
11	9	火	三役会・ベルマーク集計	美女木小学校
11	25	木	学校との話し合い	美女木小学校
	10	金	三役会・ベルマーク集計	 ・美女木小学校
12	10	0 ±	学校との話し合い	· 关文不小子仪
	14	火	市P連 会長会	戸田市教育センター
1	29	金	新入生保護者説明会                 美女木小学校	
2	18	金	学校運営協議会	美女木小学校
	11	金	学校運営協議会	美女木小学校
3	14	月	三役会	美女木小学校
3	14	/J	令和3年度 会計監査	美女木小学校
	22	火	市P連 会長会	戸田市教育センター

## 議事(2) 令和3年度 決算報告・監査報告

#### 令和3年度 戸田市立美女木小学校PTA会計 決算報告書 自 令和3年4月1日 ~ 至 令和4年3月31日

<収入の部> (単位:円)

項目	予算額	決算額	増・減△	摘 要
会費	0	0	0	(125×12)× (会員世帯数+職員数)
補助金	367,160	367,160	0	122,000+(360×児童数)
雑収入	5,000	2,682	△2,318	預金利息、名札販売
繰越金	350,102	350,102	0	繰越金
収入合計	722,262	719,944	△2,318	

<支出の部> (単位:円)

項目	予算額	決算額	増・減△	摘  要
運営委員会費	50,000	37,000	△13,000	謝礼代
消耗品費	10,000	3,899	△6,101	文具代、お茶代
備品購入費	1,000	0	△1,000	
印刷製本費	35,000	30,690	△4,310	印刷用紙代、印刷機整備代(学校へ)
渉外費	6,000	0	△6,000	
弔事費	20,000	0	△20,000	
活動費	50,000	0	△50,000	
各種補助費	100,000	123,044	23,044	卒業祝品代
研修視察費	0	0	0	
各種団体会費負担費	50,000	42,496	△7,504	市P連行事費負担金
障害・賠償保険	220,000	209,190	△10,810	県PTA連合会保険料
会費返金	0	0	0	
予備費	180,262	0	△180,262	
支出合計	722,262	446,319	△275,943	

#### <残高の部>

収入の部	支出の部	差引残高	摘要
719,944	446,319	273,625	

#### <現預金の部>

現金の部	積立金合計	現預金合計	摘要
273,625	1,399,555	1,673,180	ゆうちょ銀行

令和3年度の会計決算報告を上記の通りいたします。 令和4年3月31日 戸田市立美女木小学校PTA 会長 渡邉 広将

令和3年度の会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。 令和4年3月31日 戸田市立美女木小学校PTA 会計監査 清水 正道

戸田市立美女木小学校PTA 会計監査 近重 寿江

## 議事 (3) 令和4年度 PTA役員(案)

顧問	山田 一文	
会長	渡邉 広将	
	安藤 亮	屋舗 緩子
副会長	市原知里	若林 法子
3322	清水 惟香	勝俣 武俊
	田口 裕香	
会計	田口 玲美	
書記	藤川 知里	
会計監査	清水 正道	綿谷・亜紀

## 議事 (4) 令和4年度 事業計画(案)

	美女木小 PTA	市P連(戸田市PTA連合会)	
4	美女木小学校第43回入学式	新旧会長会	
	三役会		
5	美女木小学校 PTA 総会(書面総会)	新旧理事会	
	三役会 • 学校運営協議会	市P連総会	
6	三役会 • 学校運営協議会	会長会	
7	三役会	会長会	
9	三役会 • 中間会計監査	会長会	
	学校運営協議会		
10	三役会	会長会	
11	学校運営協議会	会長会	
12	三役会	会長会	
1	三役会	会長会	
	新入生保護者説明会		
2	三役会•学校運営協議会	会長会	
3	令和3年度 会計監査 • 新旧三役会	会長会	
	美女木小学校第43回卒業証書授与式		
	学校運営協議会		

## 議事 (5) 令和4年度 予算 (案)

令和4年度 戸田市立美女木小学校PTA会計予算(案) 自 令和4年4月1日 ~ 至 令和5年3月31日

<収入の部> (単位:円)

項目	4年度予算額	摘  要
会費	0	(125×12)× (会員世帯数+職員数)
補助金	373,640	122,000+(360×児童数)
雑収入	5,000	預金利息、名札販売
繰越金 273,625		繰越金
収入合計	652,265	

会員世帯数:463,職員数39,児童数699

<支出の部> (単位:円)

		(十14 1 1 )		
項目	4年度予算額	摘  要		
運営委員会費	50,000	会議費、謝礼代等		
消耗品費	10,000	文具代、お茶代等		
備品購入費	1,000	USB代等		
印刷製本費	13,000	印刷用紙代、印刷機整備代(学校へ)		
渉外費	6,000	地域団体等行事協力費		
弔事費	20,000	香典(規定に基づく)		
活動費	50,000	ベルマーク活動代等		
各種補助費	130,000	※卒業祝品代		
研修視察費 0		市P連行事参加補助		
各種団体会費負担費 50,000		市P連行事費負担金		
障害・賠償保険 220,000 ※PTA連合会		※PTA連合会保険料		
会費返金	0	0 転出分返金		
予備費	102,265	活動費の補填等		
支出合計	652,265			

※PTA連合会保険料と卒業祝品代は、全児童数で戸田市よりいただいている助成金で賄います。

#### 戸田市立美女木小学校PTA会則

#### 第1章 総則

#### (名称及び住所)

第 1 条 この会の名称を「戸田市立美女木小学校 PTA 会」とし、事務所を戸田市立美女木小学校 (戸田市美女木 2 丁目 33 番 1 号) におく。

(目的)

第 2 条 この会は、父母と教師が協力し、学校生活における児童の安全確保と学校行事が円滑に運営されるよう補助すると共に、会員相互の親睦と情報の交流を図ることを目的とする。

#### (活動方針)

- 第3条 この会は、公教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
  - 1 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  - 2 公教育を本旨としない活動を目的とする他の団体との関係は持たない。
  - 3 学校及び教育関係者と教育問題について討議し、意見の具申及び参考資料の提供等を行うが、 学校運営には干渉しない。

#### (事業)

- 第 4 条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - 1 家庭と学校との緊密な連絡や連携を取り、より良い環境づくりを目指す事業。
  - 2 児童の安全に必要な事業。
  - 3 学校行事における環境、整備の充実。
  - 4 児童及び会員の福利厚生のための助成。
  - 5 児童及び会員の弔事。
  - 6 その他、この会の目的達成に必要な事業。

#### 第2章 会員

(会員)

第 5 条 この会の会員は、本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者及び本校職員のうち、この会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望する者とする。但し、その目的や趣旨から全ての児童の父母及び職員の入会が望ましい。

#### (入退会)

- 第 6 条 この会への入会及び退会は任意であり、以下とする。
  - 1 入会は世帯単位とする。
  - 2 入会の意思確認は、入学又は転入時に、入会確認書にて行う。
  - 3 原則、卒業時又は転出時に自動退会とする。但し、弟妹が在籍の場合は弟妹の卒業を以て 自動退会とする。
  - 4 途中退会を希望する場合は、退会届を提出する。
  - 5 再入会を希望する場合は、入会届を提出する。
  - 6 職員の入退会は、本条第4及び5項と同様とする。

#### 第3章 役員等

#### (役員及び役員の職務)

- 第7条 この会に次の役員をおく。
  - 1 会長 1名 この会を代表し、会務を掌握する。
  - 2 副会長 4名(内1名は教頭)

会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代行する。

- 3 会計 1名 この会の会計事務を処理する。
- 4 書記 1名 議事の記録、またこの会の活動を周知する。
- 5 会計監査 2名 この会の会計を監査する。

#### (役員の選出)

第8条 役員の選出方法は次の通りとする。

会長・副会長・会計・書記・会計監査の選出は、会員からの立候補又は推薦等により役員会に て候補者を選考し総会において決定する。但し、年度途中に欠員が生じた場合は、役員会の決 定を経て選任する。

#### (役員の増員)

第9条 会長が必要と認めた場合には、副会長、会計及び書記若干名を増員できる。 なお、選出方法は前条に準ずる。

#### (役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

#### (顧問)

第 11 条 この会には、顧問をおくことができる。

#### (顧問への委嘱)

第12条 顧問は、役員会の同意を経て会長が委嘱する。

#### 第4章 会議

#### (会議の種類)

第13条 この会の会議は、総会(定期総会・臨時総会)、役員会とし、会長が招集する。 なお、災害時や緊急時の総会、役員会の開催方法は、会長が決定する。

#### (総会の開催)

第14条 定期総会は、毎年5月末日までに開催する。但し会員の3分の1以上の要求ある時、又は会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

#### (総会の議決事項)

- 第 15 条 総会は次の事項を行う。
  - 1 事業報告及び決算報告の承認。
  - 2 新年度事業計画案、予算案の審議並びに承認。
  - 3 新年度役員の承認並びに就任報告。
  - 4 会則の改廃。
  - 5 その他必要事項の審議決定。

#### (総会の議決)

第16条 総会は、出席者の過半数をもって議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、会計、書記をもって構成する。

(役員会の決定事項)

- 第18条 役員会は、以下の事項について協議決定することができる。
  - 1 総会において議決された事項の執行。なお、緊急を要する事項が生じた場合は、総会の議決を経ないで処理することができる。但し、次期総会で報告しなければならない。
  - 2 総会に提出する報告書及び議案の審議。
  - 3 この会の運営全般。
  - 4 特別委員会の設置。
  - 5 会員からの要望や提案。

#### 第5章運営

(運営)

第19条 この会の活動は、原則、総会又は役員会にて承認又は決定された事項に基づき、役員を中心に運営し、その都度会員からの協力を募るエントリー制で活動を行う。

#### 第6章 会計

(会費)

- 第20条 会員は、定められた会費を納めなければならない。
  - 1 会費は、会員1人年1500円とする。
  - 2 会費は、6月上旬までに1年分を一括して納入する。
  - 3 転入者は、入会した月から3月までを月割り(月額125円)で計算し一括して納入する。
  - 4 転出者は、転出の翌月分から会費は不要とし、納入残金を返金する。
  - 5 途中退会した場合、納入済の会費は返金しない。
  - 6 会費は、役員会の決定を経て減免することができる。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章個人情報保護

#### (個人情報保護)

- 第22条 役員等は、個人情報保護法に則り、事業活動上、知り得た個人情報の保護に万全を期するものとし、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 1 会員の個人情報は、この会の事業活動に必要な場合に限り、取得・利用する。
  - 2 取得した個人情報は、副会長が適正に管理する。
  - 3 役員等は、職務を遂行するために個人情報を利用する場合は、適正に管理、使用する。
  - 4 会員から個人情報の訂正及び削除が求められた場合はこれに応じる。
  - 5 副会長は、不要となった個人情報を適正かつ速やかに廃棄する。

### 第8章雑則

(弔事)

第23条 会員の弔事は、次の通りとする。

会員の死亡 5,000 円 在学児童の死亡 5,000 円

(細則)

第24条 この会に必要な細則は、役員会の協議を経て別に定める事ができる。

第9章 会則の実施

第25条 会則の適用年月日及び改正実施。 本会則は、令和2年5月1日から、施行する。

## PTA宣言

1 たくましい子どもに育てよう

心身ともに、たくましい子どもになって欲しいと願い、 そのための努力をおしみなく続けることは、父母の努めであり、 教師の仕事である。

明るく豊かな民主国家のよき形成者として、未来を築く、 たくましい子どもを育てよう。

1 子どもを事故・災害から守ろう

交通事故、誘拐、その他あらゆる災害、事故の要素が、 子どものまわりをとりまき、その機をうかがっている。 なお一層、安全指導を進め、父母、教師が手をとり、 災害事故防止対策を強化しよう。

1 集会活動に参加し、資質を高めよう

地域、父母、教師が真に一体になったときこそ、 理想的な教育が実践される。

授業参観、家庭教育学級、PTA活動、支部活動等に積極的に参加し、話し合いを深め、教育の理解と認識を高め、望ましい教育の実現の一翼をになおう。